

福井県報

第 390 号
令和 8 年
3 月 3 日 (火)
火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 有害な興行の指定 (96・県民安全課) 1
- 漁船保険義務加入の同意成立の届出 (97・水産課) 1
- 土地改良区の定款変更の認可 (98・福井農林総合事務所) 1
- 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (99・砂防防災課)
) 2
- 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定 (100・同) 2
- 道路位置指定の公告 (101・敦賀土木事務所) 2

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 (商業・市場開
拓課) 2
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見 (同) 3
- 令和8年二級建築士試験の実施 (建築住宅課) 4
- 令和8年木造建築士試験の実施 (同) 4

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出 (64) 5
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出 (65) 6
- 政治団体の解散の届出 (66) 7
- 資金管理団体の指定の届出 (67) 7

監査委員告示

- 監査の結果に関する報告の公表 (5・6) 7

告 示

福井県告示第96号

福井県青少年愛護条例 (昭和39年福井県条例第15号) 第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年3月3日

福井県知事 石田 嵩人

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和8年2月18日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	大人の童話 この恋、青少年は禁止です！ (原題) 동화지만 청불입니다 (FORBIDDEN FAIRYTALE)	日活 (韓国)

福井県告示第97号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和8年3月3日

福井県知事 石田 嵩人

北潟加入区

福井県告示第98号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月3日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
社土地改良区	令和8年2月19日

福井県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

福井県知事 石田 嵩人

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
あわら市宮王（8-I-2007）	地区	急傾斜地の崩壊

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
あわら市宮王（8-I-2007）	地区	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

福井県知事 石田 嵩人

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
あわら市宮王（8-I-2007）	地区	急傾斜地の崩壊

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
あわら市宮王（8-I-2007）	地区	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第101号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月3日

福井県嶺南振興局長 児玉 康英

- 申請者の住所ならびに名称および代表の氏名
三方上中郡若狭町北前川第29号1番地の1
有限会社 創栄産業
代表取締役 江戸雅良

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
若狭町北前川39号10番5・5地先水路、若狭町北前川60号1番4・4地先里道	6.00	47.355

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる事ができる。

<p>令和8年3月3日 福井県知事 石田 嵩人</p> <p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 ゲンキー鯖江北野店 鯖江市北野町11字好挾23 ほか11筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 坂井市丸岡町下久米田38字33番</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 坂井市丸岡町下久米田38字33番 (変更後) ①ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 坂井市丸岡町下久米田38字33番 ②株式会社大創産業 代表取締役 矢野 靖二 広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号</p> <p>4 変更の年月日 令和8年1月30日</p> <p>5 変更する理由 小売業者を変更したため。</p> <p>6 届出のあった日 令和8年2月13日</p> <p>7 届出の縦覧場所 (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課 (2) 福井県鯖江市西山町13番1号 鯖江市産業交流部交通・にぎわい創出課</p> <p>8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯 (1) 縦覧期間</p>	<p>公告の日から4月間 (2) 縦覧できる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日を除く)</p> <p>9 意見書の提出先 福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県産業労働部商業・市場開拓課</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。 令和8年3月3日 福井県知事 石田 嵩人</p> <p>1 大規模小売店舗の名称および所在地 ゲンキー二の宮店、Honda Cars 福井南二の宮店 福井市二の宮2丁目801番1号 ほか10筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 ①ゲンキー株式会社 代表取締役 藤永 賢一 坂井市丸岡町下久米田38字33番 ②本田技研工業株式会社 代表取締役 三部 敏宏 東京都港区虎ノ門2丁目2番3号</p> <p>3 聴取した意見の概要 福井市 ・今回ゲンキー店内に新たにダイソーが入店し、荷捌場、廃棄物保管施設を設置するにあたりダイソーについても、早朝及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業をなるべく避けること。なお、早朝及び夜間に作業を行う場合は、騒音等の苦情が発生しないよう周辺住民等に配慮すること。 ・引き続き店舗周辺環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。 ・変更後の自転車駐車場収容台数は40台を予定しているが、福井市では、百貨店、スーパーマーケット、その他小売店舗について、店舗面積が500㎡を超える施設は、店舗面積50㎡ごとに自転車1台駐車することができる自転車駐車場(駐輪場)を設置することをお願いしている。 従って、自転車54台(2718㎡÷50㎡=約54台)を駐車することが可能な自転車駐車場を設置すること。</p> <p>4 聴取した意見の縦覧場所</p>
--	--

- (1) 福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井市手寄1丁目4番1号
A O S S A 5階
福井市商工労働部商工労政課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日を除く）

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、令和8年二級建築士試験（以下「試験」という。）を実施するので、建築士法施行細則（昭和25年福井県規則第99号）第16条の規定により、次のとおり公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和8年3月3日
福井県知事 石田 嵩人

1 試験日および時間

- (1) 学科の試験
令和8年7月5日（日）午前10時15分から午後5時20分まで
- (2) 設計製図の試験
令和8年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

- (1) 学科の試験
福井市文京3-9-1
福井大学（文京キャンパス）
- (2) 設計製図の試験
福井市文京3-9-1
福井大学（文京キャンパス）

3 受験資格

法第15条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

- (1) 受付期間
令和8年4月1日（水）午前10時から令和8年4月14日（火）午後4時まで
- (2) 申込方法
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaenic.or.jp/>）

or.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和8年4月7日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

5 合格者の発表

令和8年12月3日（木）ごろ（学科の試験については、令和8年8月24日（月）ごろ）

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号
一般社団法人福井県建築士会
電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の課題は、令和8年6月24日（水）ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaenic.or.jp/>）において公表する。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、令和8年木造建築士試験（以下「試験」という。）を実施するので、建築士法施行細則（昭和25年福井県規則第99号）第16条の規定により、次のとおり公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和8年3月3日
福井県知事 石田 嵩人

1 試験日および時間

- (1) 学科の試験
令和8年7月26日（日）午前10時15分から午後5時20分まで
- (2) 設計製図の試験
令和8年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

- (1) 学科の試験
福井市文京3-9-1
福井大学（文京キャンパス）
- (2) 設計製図の試験
福井市文京3-9-1
福井大学（文京キャンパス）

3 受験資格

法第15条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) 受付期間

令和8年4月1日(水)午前10時から令和8年4月14日(火)午後4時まで

(2) 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申込みこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和8年4月7日(火)までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部に申し出ること。

5 合格者の発表

令和8年12月3日(木)ごろ(学科の試験については、令和8年8月24日(月)ごろ)

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号
一般社団法人福井県建築士会
電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の課題は、令和8年7月8日(水)ごろから公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

(政党の支部)

(1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年 11月14日	自由民主党福井県吉田郡第一支部	酒井 秀和	加藤 浩正	吉田郡永平寺町谷口11-54
令和7年 12月3日	自由民主党福井県越前市今立郡南条郡第四支部	中西 昭雄	杉谷 昌保	越前市家久町64-22-1
令和7年 12月3日	自由民主党福井県小浜市三方郡三方上中郡第四支部	松崎 雄城	垣本 仁司	小浜市小浜白髭47-5

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和7年 11月18日	上村康郎 美浜の暮らし座 談会	上村 雄三	上村 康郎	三方郡美浜町河原市12-37-3
令和7年 11月19日	松下てつや後援会	松下 哲也	松下 哲也	三方郡美浜町久々子4-5-9
令和7年 12月8日	福田新八後援会	福田 新八	楠 美穂	三方郡美浜町郷市26-9-1
令和7年 12月9日	西岡文武後援会	松川 誠一	西岡 悦夫	坂井市丸岡町ハツ口10-30
令和7年 12月17日	大谷正道後援会	大谷 正道	大谷 満智子	坂井市三国町つつじが丘7-7

福井県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和7年 10月10日	たきなみ宏文高浜町後 援会	西嶋 久勝	代表者	西嶋 久勝	野瀬 豊
令和7年 10月10日	山崎正昭高浜町後援会	西嶋 久勝	代表者	西嶋 久勝	野瀬 豊
令和7年 11月16日	参政党福井県第1支部	小林 航一朗	主たる事務所の 所在地	福井市板垣3-1619	福井市田原2-33-2
令和7年 9月27日	電機連合福井政治活動 委員会	島田 浩平	会計責任者	高山 友宏	山田 佐智生
令和7年 11月21日	立憲民主党福井県総支 部連合会	辻 英之	会計責任者	野田 哲生	山口 健太郎
令和7年 12月5日	たきなみ宏文後援会連 合会	江守 康昌	代表者	江守 康昌	稲山 幹夫

福井県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和6年12月6日	坂本豊後援会	渡辺 毅
令和7年9月26日	高浜のこれからを考える会	児玉 千明
令和7年12月1日	宮崎まさお福井県後援会	小堀 友廣
令和7年12月18日	りえらん後援会	李 江嵐

福井県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月3日

福井県選挙管理委員会 委員長 吉川 奈奈

指 定 年月日	資金管理団体 の届出をした者 (代表者)の氏名	届出をした者に 係る公職の種類	資金管理団体 の名称	主たる事務所の所在地
令和7年 11月19日	松下 哲也	美浜町議会議員	松下てつや後援会	三方郡美浜町久々子4-5-9
令和7年 12月17日	大谷 正道	坂井市議会議員	大谷正道後援会	坂井市三国町つつじが丘7-7

監査委員告示

福井県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

。

令和8年3月3日

福井県監査委員 大森 哲男
同 笹原 修之
同 五十嵐 昌子
同 伊藤 和弘

定期監査等の結果に関する報告

第1 監査の概要

県の機関における財務等に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和7年7月から令和8年2月までの間に定期監査等を実施したもののうち、普通会計および公営企業会計に係る235機関である。

2 監査の主眼および重点事項等

(1) 定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の3点を重点事項として実施した。

- ア 現金等の取扱いについて
- イ 公有財産の管理について
- ウ 国費等の受入事務について

(2) 行政監査においては、事務の執行が適正に行われているかを主眼とし、次を重点事項として実施した。

- ア 内部統制制度の運用状況について

3 監査の実施内容

対象235機関のうち、178機関については実地監査を、57機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本 庁	出先機関	計	計	
					実地監査	書面監査
普通会計	知 事 部 局	7 3	5 6	1 2 9	9 7	3 2
	会 計 局	3		3	3	
	教育委員会	6	4 7	5 3	3 4	1 9
	各種委員会	3		3	3	
	公安委員会	3 1	1 1	4 2	3 6	6
	議 会 局	1		1	1	
公営企業会計		3	1	4	4	
計		1 2 0	1 1 5	2 3 5	1 7 8	5 7

(1) 実地監査について

対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

(2) 書面監査について

対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和7年7月～8月および令和8年2月に実施した。

第2 監査の結果

1 定期監査（財務監査）

(1) 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は416件であった。

なお、自己点検で不備を発見し、是正した事案については、指摘事項に該当するものを指導事項として取扱うなど、内部統制の取組も評価した上で結果を決定した。

(件)

区分	本庁				出先機関				計			
	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計
予算関係				0				0	0	0	0	0
収入関係		2	6	8		7	22	29	0	9	28	37
支出関係		9	64	73		3	42	45	0	12	106	118
契約関係		2	31	33		1	51	52	0	3	82	85
工事関係		1	5	6			17	17	0	1	22	23
財産管理関係		17	45	62		21	59	80	0	38	104	142
その他		3	5	8		1	2	3	0	4	7	11
合計	0	34	156	190	0	33	193	226	0	67	349	416

《勧告事項》 指摘事項に該当するものうち、次の全てについても該当するもの

・社会的または財政的な影響が大きいもの

・全庁的（組織的）な対応が求められるものであって、早急かつ確実な再発防止策を講じる必要があるもの

《指摘事項》 ・違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの

・故意または過失が原因となっているもの

《指導事項》 ・指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

(2) 部局別の実施結果

是正または改善を要する事項の部局別の内訳は次のとおりである。

なお、詳細については「4 部局別の実施結果」に記載のとおりである。(件)

区分	本庁				出先機関				計			
	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計
総務部		1	16	17		1	1	2	0	2	17	19
未来創造部		5	12	17		2	7	9	0	7	19	26
防災安全部			8	8			4	4	0	0	12	12
交流文化部		3	12	15		1	23	24	0	4	35	39
エネルギー環境部			6	6			4	4	0	0	10	10
健康福祉部		6	31	37		4	18	22	0	10	49	59
産業労働部			14	14		1	9	10	0	1	23	24
農林水産部		2	17	19		1	20	21	0	3	37	40
土木部		2	15	17		8	37	45	0	10	52	62
会計局		1	4	5				0	0	1	4	5
教育委員会		8	6	14		6	50	56	0	14	56	70
各種委員会			2	2				0	0	0	2	2
公安委員会		6	9	15		9	13	22	0	15	22	37
議会局			2	2				0	0	0	2	2
公営企業会計			2	2			7	7	0	0	9	9
合計	0	34	156	190	0	33	193	226	0	67	349	416

2 行政監査

内部統制制度の運用状況について重点的に監査を実施した結果、軽微な不備は見受けられたものの、概ね適正に執行されていた。

3 所見

(1) 定期監査（財務監査）

ア 是正または改善を要する事項の件数は年々減少傾向にある。

しかしながら、依然として軽微な誤りや基本的な手続誤りが多く発生している。職員に対する研修や所属内教育等により会計事務の習熟を図るとともに、各担当者が公金を取り扱っている責任を十分認識して慎重な事務執行に努めることが求められる。さらに、所属長自らが執行の責任を負っているという当事者意識を持ち、内部統制の徹底に努められたい。

イ 国費等の受入事務（重点事項）については、就学支援金に係る国への申請額を誤っていた1件を除き、概ね適正に執行されていた。引き続き組織としてのチェック体制のさらなる強化に努められたい。

ウ 現金等の取扱い（重点事項）について、領収した現金の指定金融機関への払込遅延など管理が適正でない所属が認められた。紛失や盗難等の事故防止の観点から、厳正な管理を徹底し、慎重かつ確実に取り扱われたい。

エ 契約事務において、一括して発注可能な契約を、合理的理由がないにもかかわらず一定金額以内に分割して随意契約としているものや、見積書を徴さずに契約しているものがあった。また、電子入札システムへの金額の入力誤りなどのヒューマンエラーが多数見受けられた。公正性と競争による経済性の確保を徹底し、行政への信頼を損なわないよう、厳格で適正な事務の執行に努められたい。

オ 補助金等について、履行確認や検査が適正に行われなかったことなどにより、過大に交付しているものがあつたため、検査を厳格に実施されたい。また、要綱やマニュアルが事業の実態に即していないものが散見されたため、見直しを進められたい。

カ 公用車の事故が依然として多発しており、その約半数は駐車する際に発生している。後退時等の周囲の安全確認不足や運転技量の未熟などが原因であり、実技を伴う安全運転講習やバックモニターの装着などを推進されたい。

キ 各分野で実施している情報発信について、各々の所属がSNSやアプリなど多様な媒体を活用しているが、県民に十分に認知されていない実態がある。プッシュ型の発信や県の情報を総括するサイト等への分かりやすい誘導を進めるなど、県民のニーズを踏まえたより効果的な情報発信の手法を検討されたい。

ク 所属間で目的が類似する事業や成果が目標に達していない事業が見受けられることから、適正な事業評価に基づき目的や成果指標等を整理しながら、統合・再編または廃止を積極的に進められたい。これにより、財源や人材などのリソースを効果的かつ効率的に再配分し、県民のニーズを捉えた行政サービスの充実に取り組まれたい。

(2) 行政監査

内部統制制度が導入されて5年が経過し、自己点検により不適事項を把握した件数は年々増加しているが、依然として外部からの指摘によるものも多く見受けられる。監査で認められた不適事項の中には、所属における自己点検で把握されていなかったものも多い。また、今年度は過去の工事発注における情報漏洩事案が発覚したが、法令遵守やリスク管理を一層徹底する必要がある。

内部統制制度を形骸化させることなく、各所属においては自己点検を確実に実施し、内部統制推進部局においては推進・評価の精度向上に努め、県民に信頼される行政運営を進められたい。

4 部局別の実施結果

(1) 普通会計

ア 総務部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
知事公室秘書課、知事公室広報広聴課、財政課、税務課、人事課 財産活用課、情報公開・法制課、大学私学課、市町協働課	7. 8.21

出先機関

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	7.12. 5

(イ) 結果

指摘事項が2件、指導事項が17件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産関係

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
福井県税事務所		1件		151,624円	

b その他

・基金の運用益金の処理について、条例で定める適正な手続を執っていないかった。

(人事課)

イ 未来創造部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
未来戦略課、DX推進課、定住促進課、女性活躍課、県民協働課 新幹線政策連携室、新幹線建設推進課、地域鉄道課 交通まちづくり課、統計調査課	7. 7.31

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局（若狭）	7.10.29	京都事務所	8. 2.13
嶺南振興局（二州）	7.10.28	大阪事務所	8. 2.13
東京事務所	7.11.14	生活学習館	7.12. 5
名古屋事務所	7.11.13		

(イ) 結果

指摘事項が7件、指導事項が19件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 支出関係

- ・補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査し、補助金1件2,138円を過大に交付していた。(県民協働課)
- ・補助金について、変更交付決定が著しく遅れているものがあった。(嶺南振興局(若狭))

b 契約関係

- ・予定価格が50万円以上の委託契約において、予定価格調書を作成していないものや記載を誤っているもの、決定者の押印がないものなどがあった。(DX推進課)

c 工事関係

- ・総合評価落札方式を適用した工事の入札において、基準価格の入力を誤り、評価値が正しく算出されないまま結果を公表していた。(交通まちづくり課)

d 財産管理関係

- ・パソコンを損傷し、修繕費126,500円の支払が発生していた。(女性活躍課)
- ・行政財産使用料について、公有財産の評価替に伴う差額調整を行っておらず、年度を越えて追加徴収していた。(生活学習館)
- ・公用車等の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
交通まちづくり課		1件		328,625円	

ウ 防災安全部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、県民安全課、危機管理課、消防保安課 原子力安全対策課	7.8.20

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校	8.2.13	原子力環境監視センター	7.11.6

(イ) 結果

指導事項が12件認められた。

エ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、誘客推進課、観光政策課、インバウンド交流課 文化課、スポーツ課、ふくい桜マラソン課	7.7.29

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館	8.2.13	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	8.2.13

歴史博物館	8.2.13	福井運動公園事務所	7.12.2
美術館	8.2.13	武道館	8.2.13
若狭歴史博物館	7.11.21		

(イ) 結果

指摘事項が4件、指導事項が35件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産管理関係

- ・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
インバウンド交流課		2件		208,076円	
ふくい桜マラソン課		1件		130,768円	
若狭歴史博物館	1件		516,328円	407,713円	
計	1件	3件	516,328円	746,557円	0円

b その他

- ・債務負担行為の執行何の作成を失念し、支払が遅延していた。また、決裁権者の決裁および会計局への合議を行っていなかった。(誘客推進課)

オ エネルギー環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、エネルギー課、環境政策課、循環社会推進課 自然環境課	7.7.28

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
自然保護センター	8.2.13	年縞博物館	8.2.13
海浜自然センター	8.2.13		

(イ) 結果

指導事項が10件認められた。

カ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課 こども未来課、児童家庭課、健康政策課、保健予防課	7.8.5
地域医療課、医薬食品・衛生課	7.8.6

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター	7.9.9	こども療育センター	7.9.2

坂井健康福祉センター	7.10.27	児童・女性相談所	8. 2.13
奥越健康福祉センター	7. 8.28	嶺南振興局敦賀児童相談所	8. 2.13
丹南健康福祉センター	8. 2.13	和敬学園	7.10. 9
嶺南振興局二州健康福祉センター	7.11. 6	看護専門学校	7. 9. 2
嶺南振興局若狭健康福祉センター	8. 2.13	衛生環境研究センター	8. 2.13
障がい福祉・精神保健相談所	8. 2.13		

(イ) 結果

指摘事項が10件、指導事項が49件認められた。
なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 収入関係

・行政財産貸付料の調定について、失念しているものや、著しく遅れているものがあつた。
(坂井健康福祉センター)

b 支出関係

・補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあつた。
(児童家庭課)
・補助金について、交付決定が特段の理由なく著しく遅れているものがあつた。
(地域医療課)
・報償費について、翌年度予算で支払っているものがあつた。
(保健予防課)

c 財産管理関係

・郵便はがきを紛失していた。
(地域福祉課)
・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
長寿福祉課		1件		356,235円	
児童家庭課		1件		303,105円	
奥越健康福祉センター		1件		330,220円	21,700円
嶺南振興局若狭健康福祉センター		3件		230,096円	
児童・女性相談所	2件		430,131円	350,662円	
計	2件	6件	430,131円	1,570,318円	21,700円

キ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、経営改革課、労働政策課、成長産業立地課 産業技術課、商業・市場開拓課	7. 7.24

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井産業技術専門学校	7.12. 8	工業技術センター	8. 2.13
敦賀産業技術専門学校	8. 2.13		

(イ) 結果

指摘事項が1件、指導事項が23件認められた。
なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産管理関係

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
福井産業技術専門学校		1件		107,668円	

ク 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課 中山間農業・畜産課、農村振興課、農地保全整備課、水産課 県産材活用課、森づくり課	7. 7.25

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	7.11. 5	畜産試験場	7.11.20
坂井農林総合事務所	7. 9.29	家畜保健衛生所	8. 2.13
奥越農林総合事務所	7.10.15	水産試験場	8. 2.13
丹南農林総合事務所	7.11.11	越前漁港事務所	7. 8.29
農業試験場	7. 9.10	総合グリーンセンター	7.11. 7

(イ) 結果

指摘事項が3件、指導事項が37件認められた。
なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 支出関係

・資金前渡し負担金について、口座からの払出しが遅れ、職員が立替払しているものがあつた。
(県産材活用課)
・現年度予算で執行すべき県補助金を、繰越されたものと誤認し、新年度予算で支払っているものがあつた。
(福井農林総合事務所)

b 財産管理関係

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
中山間農業・畜産課		1件		330,000円	

ケ 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
政策推進グループ、土木管理課、道路建設課、高規格道路課 道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課 建築住宅課、公共建築課	7. 8.18

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	7.11.28	嶺南振興局小浜土木事務所	7.10.17
三国土木事務所	7.10.16	吉野瀬川ダム建設事務所	8. 2.13
奥越土木事務所	7.10. 7	福井港湾事務所	8. 2.13
丹南土木事務所	7.11.17	嶺南振興局敦賀港湾事務所	7. 9.26
嶺南振興局敦賀土木事務所	7.10. 3	福井空港事務所	8. 2.13

(イ) 結果

指摘事項が10件、指導事項が52件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 収入関係

・令和6年度歳入で受け入れなければならない電気料個人負担金について、翌年度歳入で受け入れていた。(奥越土木事務所)

・河川占用料の調定が著しく遅れているものがあった。(奥越土木事務所)

・道路占用料の調定が著しく遅れているものがあった。(丹南土木事務所)

・昨年度に引き続き、土木使用料の調定が著しく遅れているものがあった。(嶺南振興局敦賀土木事務所)

・港湾使用料について、出納整理期間中に1年以上遡って調定し、収入未済を発生させたものがあった。(嶺南振興局敦賀港湾事務所)

b 支出関係

・補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。(都市計画課)

c 契約関係

・委託契約の金額に変更があったにもかかわらず、変更契約の締結が著しく遅れているものがあった。(三国土木事務所)

d 財産管理関係

・パソコンを損傷し、修繕費115,000円(概算)が発生していた。(建築住宅課)

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
丹南土木事務所		2件		368,335円	
嶺南振興局小浜土木事務所	1件		830,500円	532,818円	
計	1件	2件	830,500円	901,153円	0円

コ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
審査指導課、会計課、工事検査課	7. 8.20

(イ) 結果

指摘事項が1件、指導事項が4件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a その他

・職員の預金口座振替依頼書を紛失しているものがあった。(会計課)

サ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
教育政策課、教職員課、高校教育課、義務教育課 生涯学習・文化財課、保健体育課	7. 7.23

出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南教育事務所	7.11.19	美方高等学校	7. 9. 5
生涯学習センター	7.12. 5	若狭高等学校	8. 2.13
教育総合研究所	7. 9.19	福井農林高等学校	7. 9.10
特別支援教育センター	7. 9. 2	科学技術高等学校	7.12. 2
図書館	8. 2.13	敦賀工業高等学校	8. 2.13
こども歴史文化館	8. 2.13	福井商業高等学校	8. 2.13
奥越高原青少年自然の家	7. 8.28	坂井高等学校	7.10.27
芦原青年の家	8. 2.13	奥越明成高等学校	7. 8.28
鯖江青年の家	8. 2.13	武生商工高等学校	7.12. 3
三方青年の家	7. 9. 5	若狭東高等学校	7.11.19
藤島高等学校	7.12. 5	道守高等学校	7.12. 2
高志高等学校	7. 9. 9	盲学校	7.12. 8
羽水高等学校	8. 2.13	ろう学校	8. 2.13
足羽高等学校	8. 2.13	福井特別支援学校	8. 2.13
三国高等学校	7.11.20	福井南特別支援学校	8. 2.13
金津高等学校	7.11.27	福井東特別支援学校	7. 9. 2
丸岡高等学校	8. 2.13	清水特別支援学校	8. 2.13
大野高等学校	7.10.23	嶺北特別支援学校	8. 2.13
勝山高等学校	7.10.23	奥越特別支援学校	7.10.23
鯖江高等学校	8. 2.13	南越特別支援学校	7.12. 3
丹生高等学校	7.10. 9	嶺南東特別支援学校	7. 9. 5
武生高等学校	8. 2.13	嶺南西特別支援学校	7.11.19
武生東高等学校	8. 2.13	高志中学校	7. 9. 9
敦賀高等学校	8. 2.13		

(イ) 結果

指摘事項が14件、指導事項が56件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 収入関係

・授業料の免除決定に伴う還付加算金の支払のための手続が著しく遅延していた。

(教職員課)

・県立学校を経由して申請のあった就学支援金について、国への申請額を誤っているものが
あった。(教職員課)

・洗濯機・乾燥機の利用料を翌年度歳入に計上していた。(奥越高原青少年自然の家)

b 支出関係

・補助金について、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査し、補助金1
件12,000円を過大に交付していた。(教職員課)

・会計年度任用職員の雇用保険を遡及して加入し、追徴金3,000円の支払が発生していた。
(教職員課 嶺南西特別支援学校)

・委託料について、消費税の計算を誤り、2,356円を過大に支払っているものがあつた。
(保健体育課)

c 契約関係

・予定価格が50万円以上の委託契約において、予定価格調書を作成していないものが複数
あつた。(生涯学習・文化財課)

d 財産管理関係

・ETCカードを一時的に紛失していた。(教育政策課)

・不注意により展示ケースガラスを損傷し、修繕費110,000円の支払が発生していた。
(教育総合研究所)

・証券で受領した契約保証金について、現金払込書により指定金融機関に払込まず手元保管
していた。(金津高等学校)

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
生涯学習・文化財課		2件		1,121,550円	
奥越高原青少年自然の家		1件		191,048円	
計	0件	3件	0円	1,312,598円	0円

e その他

・草刈り作業の際、不注意により個人の自動車を損傷し、損害賠償金91,564円の支払が
発生していた。(清水特別支援学校)

シ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局	7.7.14

(イ) 結果

指導事項が2件認められた。

ス 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

本庁

対象機関	実施年月日
総務課、県民サポート課、警務課、会計課、厚生課、監察課 留置管理課、情報技術企画課、機動警察隊、生活安全企画課 地域指導課、人身安全・少年課、生活環境課、サイバー犯罪対策課 刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、組織犯罪対策課 捜査支援分析課、鑑識課、科学捜査研究所、交通企画課、交通指導課 交通規制課、運転免許課、高速道路交通警察隊、公安課、警備課 機動隊、原子力施設警備隊、警察学校	7.8.19

出先

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	7.12.8	坂井西警察署	7.9.19
福井南警察署	8.2.13	鯖江警察署	8.2.13
大野警察署	8.2.13	越前警察署	8.2.13
勝山警察署	8.2.13	敦賀警察署	8.2.13
あわら警察署	7.11.27	小浜警察署	7.11.21
坂井警察署	7.11.7		

(イ) 結果

指摘事項が15件、指導事項が22件認められた。

なお、指摘事項は次のとおりであった。

a 財産管理関係

・庁舎管理の瑕疵により、損害賠償金11,080円の支払が発生していた。(敦賀警察署)

・公用車の事故または損傷により、修繕費等の支払が発生していた。

対象機関	事故	損傷	損害賠償額	修繕費	その他
機動警察隊		1件		133,122円	
生活環境課		1件		159,500円	
刑事企画課	1件		37,400円		
捜査第一課	2件		11,000円	182,578円	
交通指導課	1件		252,210円	140,008円	
原子力施設警備隊	1件		193,600円		
福井警察署	6件		602,915円	876,282円	
福井南警察署		2件		189,563円	
大野警察署		2件		188,705円	
勝山警察署	2件		68,750円	233,431円	
坂井警察署	3件		35,200円	1,750,155円	
鯖江警察署	5件		57,200円	404,404円	
敦賀警察署	7件		1,014,000円	1,615,565円	
小浜警察署		2件		167,211円	20,000円
計	28件	8件	2,272,275円	6,040,524円	20,000円

セ 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	7. 8.20

(イ) 結果

指導事項が2件認められた。

(2) 公営企業会計

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院 (病院事業会計)	7. 8. 6	長寿福祉課 (病院事業会計)	7. 7.18
公営企業課 (工業用水道事業会計) (水道用水供給事業会計) (臨海工業用地等造成事業会計) (臨海下水道事業会計)	7. 7.18	河川課 (流域下水道事業会計)	7. 7.18

(イ) 結果

指導事項が9件認められた。

(3) 指導事項の主なもの

ア 収入関係

- ・行政財産使用料等の調定が遅れているものがあった。
- ・調定金額の算定を誤り、過少または過大徴収となっているものがあった。
- ・授業料の免除決定に伴う還付手続が遅れ、還付加算金が発生しているものがあった。

イ 支出関係

- ・一括して発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注しているものがあった。
- ・補助金について、事業に要する経費の配分が20%以上変更になったにもかかわらず計画変更手続を執らせていないものがあった。
- ・公共料金等の支払手続を失念し、口座引落不能となっているものがあった。

ウ 契約関係

- ・委託契約において、契約保証金の免除要件を満たしていないにもかかわらず、免除しているものがあった。
- ・一般競争入札や随意契約の手続において、入札システムへの入力誤りにより、手続を取り止めているものがあった。
- ・工事請負契約において、金融機関等との履行保証内容変更契約締結前に変更契約を交わし、保証が適用されない期間が生じているものがあった。

エ 財産管理関係

- ・新たに取得した備品について、台帳に登録していないものや、登記する際に金額を誤っているものがあった。
- ・物品の廃棄において、産業廃棄物処理業者に処理依頼をしていないものがあった。

オ その他

- ・基金の受入・払出について、適正な手続を執っていないものがあった。
- ・財務に係る証拠書類等を紛失しているものがあった。

福井県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項および第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月3日

福井県監査委員 大森 哲男
 同 笹原 修之
 同 五十嵐 昌子
 同 伊藤 和弘

財政援助団体等監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

財政援助団体等における財務に関する事務の執行が適正に行われているか、また、団体に対する県の指導、監督が適切に行われているか等について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、監査を実施した。

1 公表の対象団体

今回公表の対象とするものは、令和7年7月から令和8年2月までの間に監査を実施した35団体および当該団体に財政的援助等を行った県の所属（以下「所管所属」という。）である。

財政的援助等の種類別区分

対象団体を財政的援助等の種類により区分すると、次のとおりである。

財政的援助等の種類	団体数
県が資本金等の4分の1以上を出資・出えんしている団体 （以下「出資・出えん団体」という。）	11
県が公の施設の管理を行わせている団体 （以下「指定管理者」という。）	6
県が補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体 （以下「補助金等交付団体」という。）	29

※財政的援助等の種類が重複している団体があるため、実数は35団体である。

	団体名	出資・ 出えん団体	指定 管理者	補助金等 交付団体	監査実施年月日
1	公立大学法人 福井県立大学	○		○	令和7年8月7日
2	公益財団法人 ふくい産業支援センター	○	○	○	
3	公益社団法人 ふくい農林水産支援センター	○		○	
4	公益財団法人 福井県建設技術公社	○			令和7年7月14日
5	公益財団法人 福井県下水道公社	○			
6	公益財団法人 ふくい女性財団	○		○	
7	一般社団法人 福井県繊維協会	○		○	
8	一般財団法人 福井県野菜生産価格安定事業協会	○			令和8年2月13日
9	福井埠頭 株式会社	○			令和7年12月19日
10	敦賀港国際ターミナル 株式会社	○	○	○	
11	公益財団法人 福井県暴力追放センター	○		○	
12	福井県ライフル射撃協会		○		
13	福井県アーチェリー・クライミング振興協議会		○		
14	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会		○	○	
15	公益財団法人 福井県健康管理協会		○	○	
16	学校法人 大原学園			○	
17	学校法人 青池学園			○	
18	一般社団法人 福井県トラック協会			○	
19	福井交通 株式会社			○	
20	大野観光自動車 株式会社			○	
21	公益財団法人 福井県スポーツ協会			○	
22	社会福祉法人 城久会			○	
23	社会福祉法人 健心会			○	
24	医療法人 山本会			○	
25	学校法人 丸岡栄光学園			○	
26	社会福祉法人 白梅学園			○	
27	学校法人 早翠学園			○	
28	敦賀商工会議所			○	
29	勝山商工会議所			○	
30	公益社団法人 福井県シルバー人材センター連合			○	
31	一般社団法人 S O E			○	
32	福井県土地改良事業団体連合会			○	
33	福井森林組合			○	
34	九頭竜川鳴鹿土地改良区			○	
35	明城ファーム 株式会社			○	

2 監査の主眼

令和6年度事業を対象とし、次の事項を主眼として監査を実施した。

- (1) 出資・出えん団体
関係法令等を遵守し、出資目的に沿った業務が適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 指定管理者
関係法令等を遵守し、協定事項に基づき適正に業務が履行され、効率的な運営がなされているか。
- (3) 補助金等交付団体
関係法令等を遵守し、補助金等の交付目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (4) 所管所属
団体への指導、監督が適切に行われているか。
団体への補助金等の交付事務が適正に行われているか。

3 監査の実施内容

対象35団体のうち、10団体については実地監査を、25団体については書面監査を実施した。
また、所管所属については書面監査を実施した。

- (1) 実地監査について
対象団体に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象団体の関係者から説明を受けて実施した。
- (2) 書面監査について
対象団体、所管所属に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和8年2月13日に実施した。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要するものは、指摘事項7件（団体4件、所管所属3件）、指導事項35件（団体21件、所管所属14件）であった。なお、勧告事項はなかった。
詳細は、「3 団体別実施結果」に記載のとおりである。

※監査結果の処理区分は、次のとおりである。

- ＜勧告事項＞
指摘事項に該当するもののうち、次の全てについても該当するもの
- ・ 社会的または財政的な影響が大きいもの
 - ・ 全庁的（組織的）な対応が求められるものであって、早急かつ確実な再発防止策を講じる必要があるもの
- ＜指摘事項＞
- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なもまたは経済性に欠けるもの
 - ・ 故意または過失が原因となっているもの
- ＜指導事項＞
- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 所見

- (1) 出資・出えん団体
一部の団体において、内部規程に定められた事務手続が執られていないものが認められたので規程の遵守を徹底されたい。
所管所属においては、各団体の会計処理や事務手続が適正に行われ、出資目的に沿った業務が効果的・効率的に実施されるよう、指導、監督に努められたい。
- (2) 指定管理者
一部の団体において、現金の出納にかかる管理体制が十分に機能せず、適正な照合・確認手続

が徹底されていない実態が認められた。また、基本協定書に定められた事務手続が履行されていないものも認められた。

指定管理者においては、条例や基本協定書、内部規程に基づき適正な事務執行を徹底するとともに、施設のさらなる利用促進および利用者サービスの向上に努められたい。
所管所属においては、指定管理者の業務が基本協定書等に基づき適正に実施されるよう、事業報告書等による管理運営状況の的確な把握はもとより、定期的に実地調査を行い、適切な指導、監督を徹底されたい。

(3) 補助金等交付団体

一部の団体において、補助対象外経費を対象経費としているものや実績報告書等の記載を誤っているものが認められたので、適正な事務執行に努められたい。また、間接補助事業において、対象経費の重複計上等の不備が認められたので、間接補助事業者に対する検査を適正に実施されたい。

所管所属においては、不備があった事務手続等が改善されるよう各団体に対する指導を徹底されたい。また、交付要綱等に定めた手続きを執らせていないものや、補助対象経費の確認不足による過大交付が認められたので、再発防止を図られたい。

3 団体別実施結果

(1) 公立大学法人 福井県立大学

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

時代の進展に即応した魅力ある学術文化の拠点として、広い視野に立った高度の専門的知識・技術を身に付けた創造力と実行力に富む人間性豊かな人材を養成するとともに、先端的な特色ある研究を推進し、その学術情報を社会へ開放することにより、福井県はもとより、我が国と世界の福祉の向上に寄与するため、大学を設置し、および管理すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
10,725,209,404 円	10,725,209,404 円	100%	大学私学課

(イ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
公立大学法人福井県立大学恐竜学部（仮称） 施設整備等補助金	403,654,313 円	大学私学課
公立大学法人福井県立大学施設整備費等 補助金	193,952,000 円	
高等教育修学支援事業補助金	82,520,200 円	
未来協働プラットフォームふくい推進事業 補助金	12,361,042 円	
おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進 事業補助金	3,037,192 円	障がい福祉課

交付金の名称	交付金額	所管所属名
公立大学法人福井県立大学運営費交付金	2,883,825,381 円	大学私学課

イ 結果

指摘事項0件、指導事項4件（団体）であった。

(2) 公益財団法人 ふくい産業支援センター

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

中小企業の経営革新、創業の促進および経営基盤の強化等を総合的に支援するとともに県内企業の科学技術の研究開発、人材育成、ならびにデザイン振興を推進することにより、本県産業の活性化・高度化を図り、もって本県経済の発展に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
2,855,304,000 円	2,167,827,000 円	75%	経営改革課

(イ) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料	所管所属名
福井県産業情報センター	R3.4.1～R8.3.31	103,937,000 円 + 利用料金制	経営改革課
福井県中小企業産業大学校	R3.4.1～R8.3.31	43,998,000 円 + 利用料金制	労働政策課

(ウ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
ふくい産業支援センター運営費補助金	199,360,597 円	経営改革課
県内企業の DX 推進事業補助金	109,813,426 円	
Uターン移住創業支援事業補助金	11,968,483 円	
新事業チャレンジステップアップ事業補助金	11,000,000 円	
総合相談窓口設置事業補助金	8,240,650 円	
産業情報化支援事業費補助金	7,917,237 円	
ふくい型ベンチャー・エコシステム強化事業補助金	5,629,052 円	商業・市場開拓課
若手起業家チャレンジ支援プロジェクト事業補助金	3,469,582 円	
おもてなし産業魅力向上支援事業補助金	54,588,713 円	
ふくいまちなかクリエイターズステーション開設事業補助金	17,703,095 円	
ふくいの県産品マッチング機会創出支援事業補助金	8,607,313 円	
福井デザインアカデミー開催事業補助金	3,079,997 円	
産業デザインプロデュース事業補助金	1,853,360 円	

負担金の名称	負担金額	所管所属名
福井県海外事務所（上海）運営負担金	29,813,451 円	インバウンド交流課

(単位：円)

貸付金の名称	前年度末残高	当年度 貸付額	当年度 償還額	当年度末残高	所管所属名
ふくい地域経済循環ファンド	10,000,000,000	0	0	10,000,000,000	経営改革課
ふくいの逸品創造ファンド	6,000,000,000	0	0	6,000,000,000	
小規模企業者等設備導入資金	31,544,579	0	20,041,590	11,502,989	

損失補償の名称	損失補償残額	所管所属名
小規模企業者等設備貸与事業損失補償	2,120,856 円	経営改革課

イ 結果

指摘事項 2 件、指導事項 4 件（団体 3 件、所管所属 1 件）であった。
指摘事項は以下のとおりである。

(団体)

・ 若手起業家チャレンジ支援プロジェクト事業補助金について、補助対象外とすべき経費を対象経費としたため、1,330円を過大に請求し、受領していた。

(経営改革課)

・ 補助金について、適正な検査をしていなかったため、1,330円を過大に交付していた。

(3) 公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

新規就農者への支援、農地中間管理事業、農林水産業に関する研修および教育等を行うことにより、農林水産業の担い手の確保および育成、農業経営基盤の強化の促進を図り、もって福井県の農林水産業の発展および環境の保全に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
802,040,000 円	651,000,000 円	81%	中山間農業・畜産課

(イ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
新農業人育成確保促進事業費補助金	9,356,000 円	園芸振興課
農地中間管理事業費補助金	85,697,000 円	中山間農業・畜産課
農林漁業研修事業費補助金	21,166,000 円	

貸付金の名称	前年度末残高	当年度 貸付額	当年度 償還額	当年度末残高	所管所属名
就農支援資金	35,428,000 円	0 円	6,238,000 円	29,190,000 円	中山間農業・畜産課

イ 結果

指摘事項 0 件、指導事項 2 件（団体）であった。

(4) 公益財団法人 福井県建設技術公社

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

建設事業に関する技術力の向上および普及啓発を行うとともに、建設事業の円滑かつ効率的な執行を図り、もって県民の福祉の向上に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
63,000,000 円	63,000,000 円	100%	土木管理課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(5) 公益財団法人 福井県下水道公社

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

公共用水域の水質保全事業を支援するために、下水道施設の管理運営支援および下水道に関する調査研究・研修を行うとともに、下水道知識の普及・啓発を行い、県民の健康で快適な生活環境の向上に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
10,000,000 円	5,000,000 円	50%	河川課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(6) 公益財団法人 ふくい女性財団

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

女性の自立と社会参加の促進に関する事業を行い、男女共同参画社会の形成に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
488,636,516 円	240,633,000 円	49%	女性活躍課

(イ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
女性を中心とした多様な活動応援事業補助金	5,000,000 円	女性活躍課

イ 結果

指摘事項 0 件、指導事項 1 件 (団体) であった。

(7) 一般社団法人 福井県繊維協会

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

繊維産業の振興発展と活性化に関する事業を行い、もって我が国の化学繊維編物の安定供給と国民生活に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
365,512,000 円	253,562,000 円	69%	産業技術課

(イ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
繊維産業新規市場開拓支援事業補助金	16,558,920 円	産業技術課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(8) 一般財団法人 福井県野菜生産価格安定事業協会

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

福井県内において野菜および花卉類の計画的生産と販売強化体制の確立を推進し、その生産物が流通過程において著しい安値を現出した場合、その価格差の一部を補填並びに産地育成に係る交付金の交付等により、県内農業の振興及び安定的な食料自給率を確保することにより、活力ある県民生活の向上に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
141,800,000 円	38,400,000 円	27%	園芸振興課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(9) 福井埠頭 株式会社

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

福井港の効率運営と、港湾関連事業を一貫して行い、円滑なる港湾運営を図ること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
50,000,000 円	15,500,000 円	31%	港湾空港課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(10) 敦賀港国際ターミナル 株式会社

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

民間活力を積極的に活用し、敦賀港の港湾サービスの向上と貨物集荷体制の強化を図ること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
120,000,000 円	30,600,000 円	25%	港湾空港課

(イ) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料	所管所属名
敦賀港鞠山南地区 多目的国際ターミナル	R4.4.1～R7.3.31	56,748,000 円	港湾空港課

(ウ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
カーボンニュートラルに向けた敦賀港 グリーン物流推進事業補助金	30,465,675 円	成長産業立地課
ポートセールス促進事業補助金	19,621,855 円	
敦賀港モーダルシフト促進事業補助金	10,517,504 円	港湾空港課

イ 結果

指摘事項0件、指導事項3件(団体2件、所管所属1件)であった。

(11) 公益財団法人 福井県暴力追放センター

ア 監査事項

(ア) 出資・出えん団体の概要

a 団体の目的

県内のあらゆる職域、地域において、暴力団員による不当な行為の被害者の救済支援活動を徹底し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進することにより、暴力団の資金源の遮断および環境の浄化等を通じて、暴力団の存在基盤の根絶を図り、もって「暴力のない安全で住みよい福井県」の実現に寄与すること。

b 出資・出えん金等

基本金等額	県の出資・出えん額	出資・出えん割合	所管所属名
770,026,000 円	502,211,000 円	65%	組織犯罪対策課

(イ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
福井県暴力追放センター事業補助金	162,000 円	組織犯罪対策課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(12) 福井県ライフル射撃協会

ア 監査事項

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料	所管所属名
福井県立ライフル 射撃場	R3.4.1～R8.3.31	2,220,000 円 + 利用料金制	スポーツ課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(13) 福井県アーチェリー・クライミング振興協議会

ア 監査事項

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料	所管所属名
福井県立アーチェリー センター・福井県立ク ライミングセンター	R3.4.1～R8.3.31	8,531,000 円 + 利用料金制	スポーツ課

イ 結果

指摘事項1件、指導事項2件(団体1件、所管所属1件)であった。
指摘事項は以下のとおりである。

(団体)

- ・ 利用料金について、領収した現金が不足していると誤認し、不足額を職員が補填していた。

(14) 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

ア 監査事項

(ア) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料	所管所属名
福井県社会福祉 センター	R6.4.1～R11.3.31	53,182,000 円 + 利用料金制	地域福祉課

(イ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
日常生活自立支援事業補助金	90,304,000 円	地域福祉課
生活福祉資金推進費補助金	15,731,014 円	
福祉活動指導員設置費補助金	12,300,000 円	
福祉サービス苦情解決事業補助金	10,000,000 円	
福祉施設経営指導事業補助金	5,744,000 円	
ボランティアセンター活動事業補助金	1,374,000 円	長寿福祉課
明るい長寿社会づくり推進事業補助金	67,785,872 円	
ひとり親家庭職業訓練資金貸付金事業補助金	2,522,000 円	児童家庭課

イ 結果

指摘事項0件、指導事項1件(団体)であった。

(15) 公益財団法人 福井県健康管理協会

ア 監査事項

(ア) 公の施設の管理運営状況

施設名	指定期間	令和6年度 指定管理料	所管所属名
ふくい健康の森 (県民健康センター)	R6.4.1~R11.3.31	143,735,000円 + 利用料金制	保健予防課

(イ) 補助金等の概要

補助金の名称	補助金額	所管所属名
結核予防活動補助金	216,000円	保健予防課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(16) 学校法人 大原学園

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
高等教育修学支援事業補助金	47,808,700円	大学私学課
私立専修学校等教育振興補助金	16,885,000円	
私立専門学校地域人材育成支援事業補助金	3,407,300円	
外国人介護福祉士確保促進事業補助金	583,000円	長寿福祉課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(17) 学校法人 青池学園

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
私立高等学校等就学支援事業補助金	61,019,420円	大学私学課
私立専修学校等教育振興補助金	6,187,000円	
高等教育修学支援事業補助金	3,539,400円	
私立専門学校地域人材育成支援事業補助金	1,882,600円	
私立高等学校等就学支援金事務費交付金	242,800円	
結核予防事業補助金	54,560円	保健予防課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(18) 一般社団法人 福井県トラック協会

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
交通事業者等への緊急支援事業補助金	151,848,000円	交通まちづくり課
物流事業者における人材確保支援事業補助金	11,178,000円	

交付金の名称	交付金額	所管所属名
運輸事業振興助成交付金	148,454,000円	交通まちづくり課

イ 結果

指摘事項0件、指導事項2件(所管所属)であった。

(19) 福井交通 株式会社

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
生活バス路線維持対策事業補助金 (広域生活バス路線維持対策事業補助金)	7,212,000円	交通まちづくり課
タクシードライバー確保対策実証事業補助金	1,616,320円	
交通事業者への緊急支援事業補助金	225,000円	観光政策課

イ 結果

指摘事項2件、指導事項1件(所管所属)であった。

指摘事項は以下のとおりである。

(団体)

・タクシードライバー確保対策実証事業補助金について、補助対象外とすべき経費を対象経費としたため、600,000円を過大に請求し、受領していた。

(交通まちづくり課)

・補助金について、適正な検査をしていなかったため、600,000円を過大に交付していた。

(20) 大野観光自動車 株式会社

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
生活バス路線維持対策事業補助金	6,666,000円	交通まちづくり課
路線バス維持・確保緊急対策事業補助金	1,381,000円	
交通事業者等への緊急支援事業補助金	166,000円	
交通事業者への緊急支援事業補助金	236,250円	観光政策課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(21) 公益財団法人 福井県スポーツ協会

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
競技力向上対策事業補助金	291,829,703円	スポーツ課
国民体育大会派遣費補助金	86,361,799円	
アスリートのUターン推進事業補助金	47,295,960円	
(公財)福井県スポーツ協会補助金	33,055,000円	
北信越国民体育大会派遣費補助金	24,765,876円	
小・中学生優秀クラブチーム強化事業補助金	13,484,120円	
未来のアスリート発掘・育成事業補助金	8,165,000円	

アイスホッケー競技会北信越・東海ブロック大会派遣費補助金	1,374,598 円
総合型地域スポーツクラブ機能強化支援事業補助金	773,050 円
総合型地域スポーツクラブ連絡協議会運営支援事業補助金	362,332 円
クラブアドバイザー配置支援事業補助金	248,234 円
日独スポーツ少年団同時交流事業補助金	200,000 円
総合型地域スポーツクラブ登録認証支援事業補助金	127,190 円
総合型地域スポーツクラブ育成・市町連携支援事業補助金	100,439 円
福井県スポーツ少年団補助金	80,000 円

イ 結果
指摘事項 0 件、指導事項 4 件（団体 3 件、所管所属 1 件）であった。

(22) 社会福祉法人 城久会

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
軽費老人ホーム事務費補助金	32,095,829 円	長寿福祉課
介護職員処遇改善支援事業補助金	258,636 円	

イ 結果
指摘事項 0 件、指導事項 2 件（団体 1 件、所管所属 1 件）であった。

(23) 社会福祉法人 健心会

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
軽費老人ホーム事務費補助金	29,795,827 円	長寿福祉課
介護職員負担軽減支援事業補助金	796,000 円	
社会福祉施設におけるサービス継続支援事業補助金	310,000 円	

イ 結果
指摘事項 0 件、指導事項 1 件（所管所属）であった。

(24) 医療法人 山本会

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
軽費老人ホーム事務費補助金	11,038,342 円	長寿福祉課
社会福祉施設におけるサービス継続支援事業補助金	1,630,000 円	
介護職員処遇改善支援事業補助金	583,190 円	

イ 結果
指摘事項 0 件、指導事項 1 件（所管所属）であった。

(25) 学校法人 丸岡光学園

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
私立幼稚園教育振興補助金	7,587,000 円	児童家庭課
私立幼稚園預かり保育推進事業補助金	4,020,000 円	
私立幼稚園特別支援教育事業補助金	1,582,000 円	
私立幼稚園 2 歳児受入推進事業補助金	1,200,000 円	
保育の職場づくり総合対策事業補助金	1,178,684 円	
給食食材費高騰対策事業補助金	58,000 円	
私立保育所等および児童入所施設への物価高騰対策支援事業補助金	52,000 円	

イ 結果
指摘事項 0 件、指導事項 2 件（団体 1 件、所管所属 1 件）であった。

(26) 社会福祉法人 白梅学園

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
児童家庭支援センター運営費補助金	15,517,000 円	児童家庭課
児童入所施設職場づくり応援事業補助金	5,900,000 円	
私立保育所等および児童入所施設への物価高騰対策支援事業補助金	177,000 円	
給食食材費高騰対策事業補助金	86,400 円	
中学校文化部活動支援補助金	18,716 円	義務教育課

イ 結果
指摘・指導事項はなかった。

(27) 学校法人 早翠学園

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
私立幼稚園教育振興補助金	4,094,000 円	児童家庭課
保育の職場づくり総合対策事業補助金	1,500,000 円	
給食食材費高騰対策事業補助金	110,000 円	
私立保育所等および児童入所施設への物価高騰対策支援事業補助金	101,000 円	

イ 結果
指摘事項 0 件、指導事項 1 件（所管所属）であった。

(28) 敦賀商工会議所

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
北陸新幹線開業アイデアコンテスト実行支援事業補助金	3,526,600 円	誘客推進課
原子力関連産業人材確保支援事業補助金	400,000 円	エネルギー課
小規模事業経営支援事業費補助金	43,618,516 円	経営改革課
新規創業支援事業補助金	4,116,612 円	
オールふくい取引適正化推進事業補助金	677,000 円	

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(29) 勝山商工会議所

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
小規模事業経営支援事業費補助金	35,547,545 円	経営改革課
新規創業支援事業補助金	1,002,000 円	
オールふくい取引適正化推進事業補助金	400,000 円	

イ 結果

指摘事項 2 件、指導事項 0 件であった。

指摘事項は以下のとおりである。

(団体)

- ・ 新規創業支援事業補助金について、補助対象外とすべき経費を対象経費としたため、56,000 円を過大に請求し、受領していた。

(経営改革課)

- ・ 補助金について、適正な検査をしていなかったため、56,000 円を過大に交付していた。

(30) 公益社団法人 福井県シルバー人材センター連合

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
シルバー就業支援事業補助金	9,002,000 円	労働政策課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(31) 一般社団法人 SOE

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
ふくいの魅力創造・発信応援事業補助金	500,000 円	誘客推進課
産業観光ビジネス支援事業補助金	5,000,000 円	商業・市場開拓課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(32) 福井県土地改良事業団体連合会

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
土地改良事業推進対策補助金	7,022,000 円	農村振興課
土地改良施設維持管理適正化事業補助金	59,870,000 円	農地保全整備課

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(33) 福井森林組合

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
福井県民有林森林整備補助金	173,224,000 円	福井農林総合事務所
緊急森林整備事業補助金	14,325,000 円	
ふくい型林業経営モデル集約化推進事業補助金	5,000,000 円	
間伐材生産拡大事業補助金	947,000 円	
鳥獣害のない里づくり推進事業補助金	946,400 円	
林業事業体 D X 促進支援事業補助金	510,000 円	

イ 結果

指摘事項 0 件、指導事項 4 件（団体 2 件、所管所属 2 件）であった。

(34) 九頭竜川鳴鹿土地改良区

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
地域用水機能増進事業補助金	67,500,000 円	坂井農林総合事務所
基盤整備促進事業（基幹水利施設補修事業）補助金	23,400,000 円	
県単土地改良事業補助金	6,723,000 円	

イ 結果

指摘・指導事項はなかった。

(35) 明城ファーム 株式会社

ア 監査事項

補助金の名称	補助金額	所管所属名
ふくい業務改善・賃上げ応援事業補助金	454,000 円	労働政策課
農村発イノベーション推進事業補助金（整備支援）	4,400,000 円	丹南農林総合事務所
ふくいの農業「女性活躍」応援事業費補助金	2,000,000 円	
スマートグリーン施設園芸推進事業費補助金	1,000,000 円	

イ 結果
指摘・指導事項はなかった。